

鳥獣保護事業計画の素案に意見書

「北摂、淀川などで保護区の大幅拡大を」

理事・高田直俊（会長）、理事・木下陸男（副会長）

【鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定並びにこれらの整備に関する事項】

1. 大阪府は森林面積も狭く鳥獣の生息環境も急速に悪化している。一方で、府民の自然環境に対する関心は高く、府内全域を鳥獣保護区にすることを長期目標とし、当面、北摂地域の鳥獣保護区面積を 8.000ha～10.000ha（自然保護区）に拡大する（府立自然公園計画地区及び各種自然系公園を含む）。
2. 鳥獣の生息地間には生息地回廊を設定し、鳥獣保護区とする。
3. ニホンジカの適正管理の観点から、現在の生息地域において、保護繁殖の核となる 3 地域（能勢、箕面、高槻）にそれぞれ特別保護地区を約 2.000ha 設定する。
4. 鳥獣のうち希少種及び減少が著しい種の繁殖及び生息が確認された地域は、特別保護区指定あるいはこれに準ずる規制を行い、生息地回廊を指定する。
5. 淀川については、豊かな鳥類相をはぐくんでいるため、銃猟禁止区域から、河口部を含めて府内全域を鳥獣保護区に設定する。
6. 府内の鳥獣保護区が系統的な考えから設定されているとは考えられない。このため、府内全域で保護区の在り方と設定を見直すべきである。
7. 他府県との境界にまたがる府内の山系で、隣接府県が保護区を設定している地域は、それらの主旨などに合わせて保護区に設定するべきである。

【放鳥獣に関する事項】

放鳥獣は生態系や遺伝子の攪乱をもたらし、在来種や競合する鳥獣絶滅の引き金になることは生態学の常識になっている。したがって、狩猟を目的とする山野への放鳥獣は原則として禁止すべきである。事業としての放鳥獣狩は、管理された指定地内において行い、狩猟は放鳥獣のみとする。事業者には、狩猟区域、狩猟者、狩猟鳥獣の管理を義務づけて徹底させるべきである。この問題では、保護区を増やし、自然増殖を図る方向をとるべきである。

【有害鳥獣の駆除に関する事項】

1. 本来、有害鳥獣は、人間の活動の拡大によって発生したものである。したがって、被害をいかに防除するのが第一に検討されなければならない。
2. 農林業関係部局と連携し、都市計画を含む総合的対策を検討する必要がある。
3. 有害鳥獣の捕獲許可は、被害実態を正確に把握するとともに、対象とする鳥獣の生息数、生息地域、繁殖状況、食性、群れの構造、行動習性などについての生態的な調査をもとに行われるべきであり、駆除は最小限にとどめる。

【鳥獣の生息状況の調査に関する事項】

1. 鳥獣保護管理計画では、ニホンジカの捕獲制限の緩和を中心とした計画案が提示されているが、その生息に関するデータは極めて不十分であり、生息状況、生息環境に関する総合的、継続的調査が必要である。このため、同保護管理計画では平成14年～16年度を重点調査期間とし、その後モニタリング、3年ごとの総合調査を実施すべきである。
2. 府内の猛禽類の調査を継続し、一定の情報を公開し、保護や環境保全対策に生かすべきである。

【特定鳥獣（ニホンジカ）保護管理計画の樹立に関する事項】

1. 野生鹿の生息に関するデータは不十分であり、府域及び関係隣接地域において、生息状況及び生息環境に関する科学的、総合的、継続的調査（生息域、個体群、個体数、生息密度、年齢・性別・出生率といった群れの構造など）を実施すべきである。調査については、担当部局による通年調査、情報収集、資料整理、広報などのほか、専門家を含む調査委員会（行政、学識・研究者、関連NPOなど）を設置し、3年ごとに総合的調査を実施する。
2. 保護管理計画は、初年度の平成14年度から16年度までの3年間を重点調査期間とする。この間に必要な調査、人材の養成、関係地域との調整などを推進し、平成17年度と18年度を保護管理計画の「試行実施期間」とする。この実施によって発生する諸問題は第10次鳥獣保護事業計画に反映させる。
3. 野生鹿の保護管理計画は、自然環境や社会環境が異なる生息地域の特性に応じて能勢、箕面、高槻など複数のブロックに区分して実施し、それぞれに調査員、監視員、管理官を置く。
4. 保護管理（コントロール）にあたる者は、一般狩猟者とは別に、自然保護及び動物生態学の知識をもち、かつ銃猟などの免許を取得した専門の鳥獣保護管理官が望ましく、これを養成し配置する。
5. 以上の保護管理計画及び保護管理システムが確立されるまでの期間は、野生鹿の保護を図りつつ、農林業被害等に対する防除、限定捕獲、誘導などの対策を実施する。その際、年度ごとの捕獲総数は保護・繁殖に影響を与えない必要最小限とする。

【鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項】

鳥獣の保護・鳥獣の生息環境保全を職務とする行政の職員、また、それらに相当する委嘱者などは不十分な状況にある。また、府の鳥獣保護センターは未だ設置されておらず、鳥獣の保護・鳥獣の生息環境保全施策は進んでいない。

こうした状況を改善していくには、行政だけでなく、NPOなど市民セクターとの協働を積極的に進める必要があり、そうしたセクターとの協議・話し合いを定期的に関開時期にも来ている。

「都市と自然」311号 2002年2月 報告記事より転載